

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課	
不利益処分名	特別障害者手当の不正利得の徴収	
根 拠 法 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
根 拠 条 項	第26条の5において準用する第24条	
連 絡 先	(電話 621 - 5177)	
処 分 基 準	基 準	<p>偽りその他不正の手段により特別障害者手当を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>偽りその他不正の手段には、次が考えられる。</p> <p>(1) 医師に不実の申立てをして、虚偽の診断書を作成させて手当の支給を受けた場合</p> <p>(2) 他人の名義を盗用して、認定申請をし、手当の支給を受けた場合</p> <p>(3) 認定申請書に添付すべき戸籍抄本(謄本)、住民票を偽造し、又は記載事項を変更したことにより手当を受けた場合</p> <p>(4) 所得等に関する証明書を偽造し、又は改変して使用し、手当の支給を受けた場合</p> <p>(5) 支給資格の喪失事由に該当することを知っているにもかかわらず、届出をしないで手当の支給を受けた場合</p>
	参 考 事 項	改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)